



表紙 紙本金地著色南蛮人渡来図  
 解説は22ページ  
 題字デザイン・桑山弥三郎  
 カット・林美紀子

歴史の断片二つ……………	犬丸 直	4
伝統文化の保存・継承について……………	坂本太郎	6
猿の名画……………	真保 亨	8
1979年WIPPO 総会等の概要について ……………文化庁文化部著作権課		10
文化庁派遣芸術家在外研修レポート① キューバ国立バレエ団に留学して……………	尾本安代	12
-----		
文化庁ニュース		
昭和54年度(第34回)芸術祭 芸術祭大賞・同優秀賞決まる……………		14
史跡の指定等 ——文化財保護審議会の答申——……………		15
重要文化財(建造物)の新指定 ——文化財保護審議会の答申——……………		16
昭和54年度包括宗教法人等 管理者研究協議会(東京会場)の開催……………		18
昭和54年度文化財行政基礎講座……………		18
昭和54年度宗教法人実務研修会終了、 昭和55年度開催予定県決定……………		19
公益信託上野五月記念日本文化研究 奨励基金の設定について……………		19
日本芸術院新会員の紹介……………		20
〈新設法人紹介〉		
社団法人日本かな書道会……………		20
社団法人花芸安達会……………		21
宗教団体・教師・信者数の現況……………		21
文化庁企画・提供「美をもとめて」2月の放送予定……………		22
文化庁地震防災強化計画を作成……………		22
-----		
民俗歳時記シリーズ 1月 武州御嶽山の太占神事について……………	西海賢二	23
我が県の文化行政 伝来文化の掘り起こしと離島文化に 力を注ぐ長崎県の文化行政……………	辻 寛	25
著作権シリーズ(8) 著作権の登録……………		28
美術館・博物館・文化施設めぐり③ 明日の生活を考える糧となる 埼玉県立歴史資料館……………		30
国立劇場ニュース……………		31

# 伝統文化の保存・継承について



坂本 太郎

(東京大学名誉教授)



「伝統文化の保存・継承」という題で、随想を書けというご注文をいただいた。随想というのは気が楽でありがたいが、さらにありがたいことは、伝統文化という大変融通性のある言葉を使われたことである。

私は文化財保護法施行以来、国の文化財保護の仕事の一端にかかわって、今に三十年に及ぶのであるが、どうもこの文化財という言葉が気に入らないのである。これは美術工芸品とか、建造物とか、史跡・名勝・天然記念物とか、民俗芸能とかいう多種多様の動産や不動産、人の作ったもの、自然に生じたものなどを、一まとめにする法律を作るために案出せられた用語であろうが、それだけに無理がある。人間が英知と努力の限りを尽くして作り上げた芸術品と、自然に残った動物・植物、天然の景観とを、一つの尺度で保存と活用の実を挙げようというの

のは、古墳文化の盛りの姿を示すものとして、人々を驚かせる。また修学院・桂離宮の林泉亭榭の瀟洒な美は、自然と人文との融合に価値を認める日本文化の特徴を鮮やかに浮き彫りしたものととして、内外の人に評価される。

これらは日本の伝統文化を考えるとき、いずれもまず第一に思い浮かべられる諸事象である。ただし文化財保護法の保護の対象としては、雅楽が昭和三十年重要無形文化財に指定された以外は、何一つ取り上げられていない。それはそれでよいのである。文化財保護法は指定物件の保存とともにその活用を求める。皇室をめぐる諸文化は皇室が健在であり、国民の良識が働いている限り、保存に心配はなく、継承に支障はないのである。そして活用などという注文をつけるまでもなく、有効に機能しているのである。しいて活用というとき、対象物件は活用されない状態にあるとみなすことが前提となるが、皇室の諸行事は現在みな生きているのである。文化財保護法の立ち入る必要のない状態にあると私は考える。

こういうと、昭和五十三年の史跡指定に応神天皇陵古墳外濠外堤を取り上げたのは、どうかと問われることになるが、私はこれはやむをえない措置であったと考える。宮内庁が山陵を管理するのは、墳丘・内濠・内堤までには及んでも、外濠・外堤に及ばなかったのは、宮内省が

は、きわめて困難である。それにそうした自然現象に文化という名を冠することにも釈然としないものがある。とくにいやだと思ふのは財という言葉である。財は経済的価値をしか思わせず、歴史とか精神とかいったものとは無縁である。文化財の保存には莫大な経費を要することが今は常識化したが、もともと文化財という名称自体にそうした運命をよびこむ性質をもっていたのではないかと、皮肉に考えてみたりする。もし私がこの立法に関与したとすれば、文化遺産とか、伝統文化とかいう名称を主張したであろう。文化遺産といえ、われわれの祖先の努力の結晶の今に残っているものとして尊重する觀念が自然に生ずるし、伝統文化といえ、歴史のふるいにかけられて今日に伝わる先祖のいとなみで、今後も守り続けていかねばならぬという自覚が湧くであろう。かねがねそう思っ

山陵を治定した際の学問発達の水準や環境の現状からいって無理もない。今日周囲に人家が揃比すると、わずかに残された外濠・外堤の一部でも残して往時の威容を偲ぼうとするのは、文化財保護の立場である。宮内庁も、それを望んでも、同庁に与えられる予算はきびしい枠があり、到底それらの地域を買収する力はない。力のある文化庁がこれを独自の立場から史跡に指定するのは、古墳の外形を少しでも復原して残そうとする誠意を買わすべきである。応神天皇陵の下に古墳の二字を入れたのは蛇足だという人もあるが、文化財の立場からいえば、私はそれでよいと考える。両庁の間に合意が成立して外濠・外堤の保存が可能になったことは、大局から見て喜ぶべきことであつたと思ふ。

一時、世間を騒がせた元号も、伝統文化の重要なものだと考える。文化財保護法の対象ではないが、精神においては他のいかなる文化財にも劣らぬ重みをもつ。便不便の問題は見方によつてどうにでも考えられるが、国家の象徴であり、国民統合の象徴である天皇の代変りとともに紀年の法を変えろという元号制は、背後に長い伝統を負いつつ、今日の憲法にも合致する制度であり、保存し継承すべきものと、大多数の良識ある国民は考えていると思う。法律によつてきまつたから、今後の保存に問題はないがただ私がひそかに残念に思うことは、歴史上長

ているところへ、伝統文化という題を与えられたのは嬉しかった。そこで、あるいは出題者のお考えにはそぐわないことになるかもしれないが、伝統文化の保存に関する私なりの意見を率直に述べさせていただく。

日本において伝統文化といえ、その中心に立つものは何といつても皇室である。皇位が二千年に及ぶ血統の統一を保つて今日に及んでいることは、これほどすばらしい伝統の存続はない。しかも、天皇の権威が、時代により政治的・経済的な力に消長はあつても、思想上においては変わらず、常に文化の中心としての位置を保つてきたことも珍しい。

この皇室をめぐるもろもろの文化現象が、長い歳月に堪えて、今に昔の風儀を伝えていく。まず新嘗祭・神嘗祭などに代表される皇祖神の祭り、賢所・皇霊殿などで毎年定期に行われる御神楽など、古式に則つて今も厳修されていると聞く。固有の音楽のほかに東洋諸国の音楽を取り入れて大成された雅楽もまた、皇室によつて保護されて今日に及んでいる。正倉院の宝物が八世紀以来の伝世品として、美術的・工芸的な価値において、世界に噴々たる名声を馳せるのも、長い間勅封として保存せられてきた賜物である。歴代天皇の山陵が中世荒らされたものがあるにしても、今なお仁徳天皇・応神天皇山陵のごとく巨大な前方後円墳を築き残している

く広く行われた年号という称呼が、元号という旧皇室典範のいかめしい名に定着してしまつたことである。

このことは、おのずから国語の問題に関連する。国語も重要な伝統文化であるのに、戦後の国語政策が伝統の保存に反する道を歩いたことは何びとも認めるところであろう。当事者に言わせれば、戦後のアメリカの無理な注文や、国内の過激な改革論を抑えて、せめて漢字仮名交じりの書法を堅持したことをこそ、伝統を守つたものと評価してほしいであろう。国語審議会も回を追つて、国語の伝統の尊重に方向を進め、国家が国語の問題に干渉することから手を引く態度を示していることは結構だと思ふ。

このほかにも、由緒ある地名を抹殺して鉄道駅の中心の新しい地名を作り出したこと、地名の古来の訓み方を無視して新しい訓み方に換えたことなど、国語問題には不可解な点が多い。とくに、地名の保存などは費用は一文もかからない。伝統を守ろうとする精神さえあれば残すことのできるものだから、残念に思う。

伝統文化の保存継承は誰もが重要だと考える。要は、何が伝統文化として保存する価値があるかを弁別し、いかにして継承すべきかの方途を見出すことにある。文化財保護法を遵守するだけで、能事終われりとするのでは心細いというのが私の考えである。

### 編集後記

○新年おめでとございます。

一九八〇年代の幕開き。例年にも増して、新年の新聞・雑誌・テレビ等では、どのような時代に向かうかの議論が、にぎやかである。エネルギー問題、国際関係等、日本をめぐる内外の情勢は一層厳しくなるが、それだけにまた、物質的なものではなく、心のゆとりや豊かさがより求められようとの声も強いようだ。

○今月号では、年頭に当たって大丸長官の随想、伝統文化に関する坂本先生の随想、それに干支にちなみ猿の名画をめぐる話題等を掲げた。

○これからまた一年、本誌を御活用なされ、応援くださるようお願いいたします。

(史)

### 広告の問合せ・申込み先

株式会社 きょうせい 営業課  
TEL(03)3268-1141(代表)

### 「文化庁月報」一月号

(通巻第一三六号)  
昭和55年1月25日印刷・発行

### 編集文化庁

〒100東京都千代田区霞が関3丁目2番2号  
発行所 株式会社 きょうせい

本社 〒100東京都中央区銀座7丁目4番12号

営業所 〒100東京都新宿区西五軒町52番地

電話 (03)2681-2141(代表)

振替口座 東京 91-61-1番

印刷所 隼行政学会印刷所

定価 一五〇円(送料二九円)  
年間購読料 一八〇〇円